

# 令和6年分収支内訳書の記載要領

農業所得、営業等所得(事業所得、漁業所得等)のある人は、申告書に記載する前に収支内訳書により、それぞれの所得を計算してから申告書に記載してください。各所得の収支内訳書の記載要領は、次によります。

## A 農業所得計算(農業所得収支内訳書)【収入金額－必要経費＝所得金額 となります】

農業所得は、税法上「事業所得」に該当し、一般的に事業とは「対価を得て継続的に行う事業」とされていますので、各々の農業の実態に応じて申告してください。

### ■ 収支内訳書(農業所得用)の該当する箇所にそれぞれ記入してください。【収支計算】

※ 収入金額となるもの

収支内訳書の裏面「収入金額の明細」について、次により記入してください。

|                  |  |
|------------------|--|
| 農産物等の種類品名等       | 収穫したり、販売した作物等の名称を記入します。なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。   |
| 販売金額             | 本年中の販売金額を記入します。なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売し収入すべきことが確定したのものについては、すべて本年分の販売金額になります。                                    |
| 家事消費金額<br>事業消費金額 | 農作物を家事及び事業(雇人費の現物支給等)のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。  |
| 農産物の棚卸高          | 収穫時の生産者販売価額により、計算して記入します。なお、12月末に保有している米が、自家消費分(販売、出荷をしないもの)である場合は、記載は不要です。又、米麦等の穀物以外の農産物で数量のわずかなものについては、棚卸を省略して差し支えありません。 |
| 雑収入の内訳           | 受取共済金、出荷奨励金、中山間地域交付金、農作業受託料収入等の名称と金額を記入します。  |

☆先に記入した上記の「収入金額の明細」に基づいて、収入金額を記入してください。

| 項目番号        | 具体的な計算方法等                        |
|-------------|----------------------------------|
| 販売金額 ①      | 収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。   |
| 家事・事業消費金額 ② | 収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の②の金額を記入します。   |
| 雑収入 ③       | 収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の③の金額を記入します。   |
| 農産物の棚卸高 ⑤⑥  | 収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の⑤・⑥の金額を記入します。 |

◎ 必要書類・・・JAの精算書、市場の仕切書、領収書の控え、振込みのあった預金通帳等

☆次により必要経費を記入してください。

※ 家事上の費用について⇒ 電気、水道等の料金、自動車税等の租税公課、ガソリン代等の家事関連費については、家事上の経費と農業上の経費とに区分し、家事用として使用している部分は必要経費から除きます。(家事関連費の家事分と農業分との区分は、使用時間、使用回数、使用面積等の適切な基準によって按分します)

※ 必要経費となるもの

| 項目番号      | 具体的な内容及び参考例  |
|-----------|--|
| 種苗費 口     | 種籾、種子苗等の購入費用(自給分については、収穫した時の価額によって記入します)。                          |
| 肥料費 ハ     | 肥料の購入費用  |
| 農具費 ニ     | 取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費。                                   |
| 農薬衛生費 ホ   | 農薬の購入費用、共同防除費等。  |
| 諸材料費 ヘ    | ビニール、縄、針金等の諸材料の購入費用。   |
| 修繕費 ト     | 農機具、農業用車両、農業用建物等の修理に要した費用、車検代等。金額、性質によっては減価償却費に該当することがあります。        |
| 動力光熱費 チ   | 農業に要した電気、水道等の料金、灯油、ガソリン等の燃料費。                                      |
| 作業用衣料費 リ  | 作業衣、長靴等の購入費用。  |
| 農業共済掛金 ヌ  | 水稲、農業用車両等に係る共済掛金。生命保険料等は必要経費になりません。                                |
| 荷造運賃手数料 ル | 出荷の際の梱包費用、運賃、市場等に支払う手数料。売上から差引かれている場合は経費に計上すると二重計上になりますので、ご注意ください。 |
| 土地改良費 ヲ   | 土地改良事業の受益者負担金。10a当りの費用が1万円未満の場合は、全額が必要経費になります。                     |
| 雑費 ム      | 上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(農業の専門誌、事務用品代等)。                               |

◎ 必要書類・・・領収書、請求書、通知書、引き落としのあった預金通帳等

## B 営業等所得計算【収支内訳書(一般用)、収支内訳書(漁業用)】

営業等とは、小売業、賃織、ビニール加工、サービス業(旅館業、民宿業、理容業、美容業等)、建築業、左官業、漁業、外交員等の営業等から生ずる所得です。

① 収入金額は、必要経費を控除するまでの金額です。(手取り金額ではありません)

② 必要経費は、その収入を得るため直接要した費用の額及び一般管理費、その他業務上の費用が必要経費となります。

③ したがって、①収入金額－②必要経費＝所得金額となります。(所得の計算は、別紙の収支内訳書により計算してください)